

## 吹付けアスベストに関する補助制度のご案内

豊中市では、アスベスト対策基本方針に基づき、吹付けアスベスト等の施工されている（またはそのおそれのある）建築物の所有者の皆様に対して、吹付けアスベスト調査補助制度及び吹付けアスベスト除去補助制度を設けております。あなたの所有される建築物において、吹付けアスベスト等に関する調査や除去等の対策が未済の場合は、下記のような補助制度がありますので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。



### 【吹付けアスベスト調査補助制度について】

#### ▼補助対象者について

調査対象建築物の所有者であり、当該建築物が本市の区域内に存すること。（調査する建築物が区分所有建物の場合には、区分所有法第 3 条に規定する団体であること。例：管理組合等）

#### ▼補助対象となる事業について

吹付けアスベスト等（石綿又は石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの）が施工されているおそれのある建築物において行うアスベスト含有の有無に係る調査（建築物石綿含有建材調査者が実施するもの）。なお、補助の対象となる建築物は豊中市が整備するアスベスト調査台帳に記載されたものに限ります。

※ 石綿：クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの 6 種

#### ▼補助の対象となる経費について

補助の対象となる経費には、分析費のほか、検体の採取費が対象となります。

#### ▼補助金の額等について

補助金の額は、補助対象経費の額（10/10）です。（原則として 1 棟あたり 25 万円を限度とし、1,000 円未満の端数を切り捨てた額となります。一般的には 1 検体で 10 万円程度です。）

## 【吹付けアスベスト除去補助制度について】

### ▼補助対象者について

調査対象建築物の所有者であり、当該建築物が本市の区域内に存すること。（調査する建築物が区分所有建物の場合には、区分所有法第 3 条に規定する団体であること。例：管理組合等）

### ▼補助対象建築物について

豊中市内で、多数の者が利用する民間の建築物。（一戸建て住宅を除く。）

### ▼補助の対象となる事業について

多数の者が共同で使用する部分（電気室、機械室などを含む。）に露出して施工された吹付けアスベストを除去する工事。（なお、当該建築物を除却する予定の場合は、補助対象となりません。）

※除去工事：建築物石綿含有建材調査者が計画を策定するとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものに限る。

### ▼補助金の額等について

吹付けアスベスト除去工事に要した費用の 3 分の 2 に相当する額を補助します。ただし、1 敷地あたり 100 万円を限度とし、1000 円未満の端数を切り捨てた額となります。

## 【問い合わせ先】

詳細については、下記までお問い合わせください。

豊中市 都市計画推進部 建築審査課  
(TEL 06-6858-2420)